

平成31年門真市教育委員会第1回定例会

開催日時 平成31年1月31日（木） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	土川 好子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾

事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
教育部長	満永 誠一
教育部次長	水野 知加子
教育部総括参事	寺西 照之
教育部教育総務課長	中野 康宏
教育部学校教育課長	三村 泰久
教育部学校教育課参事	高山 拓也
教育部学校教育課参事 兼教育センター長	峯松 大輔
教育部社会教育課長	牧菌 友広
教育部図書館長代理	竹本 幸子

久木元教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 門真市教育委員会事務職員の懲戒処分等の指針の改正について

説明者 中野教育総務課長

懲戒処分の指針につきましては、懲戒処分が厳正に行われるよう、処分量定を決定するに当たっての参考にするための指針として、20 年 3 月に策定し、標準例として、懲戒処分の対象となりうる代表的な事例とその標準的な処分量定を掲げております。

今般、人事院の「懲戒処分の指針について」の一部改正に伴い、門真市職員分限懲戒処分審査会から審査報告書が提出されました。その審査報告書に基づき見直しを行うものであります。

諸報告資料 1 ページをご覧ください。

改正の内容についてですが、標準例の一般服務関係の項目の⑥公文書不正使用・偽造及び公印不正使用についてですが、従来国家公務員の懲戒処分の指針については該当する標準例はなかったものの、一連の決裁文書の改ざん等の公文書管理をめぐる問題を発端として、新たに追加されました。

本市教育委員会においては、指針の策定時から公文書に関する

標準例を定めておりましたが、国の指針を参考に標準例及び標準的な処分量定の見直しを行っております。

具体的には、

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合は免職又は停職とし、

イ 決裁文書を改ざんした場合は免職又は停職とし、

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は、停職、減給、戒告

エ 公印を不正に使用した場合は、停職又は減給でございます。

なお、本指針の施行日は、31年1月4日からとしております。残りの部分については、29年度と同じでございます。

番号2 「平成31年門真市成人祭」の結果について

説明者 牧藪社会教育課長

諸報告資料15ページをご覧ください。

1月14日に開催した平成31年成人祭の参加者数は925人、うち男性480人、女性445人、対象者1,383人のうち、66.9%の方が参加されました。

30年8月から新成人9人で構成される門真市成人祭プロジェクトメンバーとともに、記念品の選定や映像、ポスターの作成など、成人祭全体の企画及び準備を進めてまいりました。

記念品として「多機能ペン」を配布し、式典開始前には成人祭開催ポスターの紹介と、新成人の小・中学校卒業時の担任の先生からの「恩師からのメッセージ」を上映しました。

市長から式辞、市議会議長、府議会議員から祝辞をいただき、門真市成人祭プロジェクトメンバーからの「門出の言葉」の後、「旅立ちの日に」の斉唱で式典を締めくくりました。

番号3 門真市図書館サービス計画（素案）に係るパブリックコメントの結果について

説明者 竹本図書館長代理

諸報告資料16ページをご覧ください。

本パブリックコメントは、「門真市図書館サービス計画（素案）」に係るもので、平成30年11月19日から12月8日までホームページや市の施設で素案を公表し、意見募集を行いました。

その結果、1名の方から1件のご意見をいただきました。

では次に具体的なご意見とこれに対する考え方を要約してご説明いたします。

なお、パブリックコメントの結果をもとに、サービス計画策定庁内会議で審議し、素案を修正した箇所がございますので、その分も併せてご説明いたします。

諸報告16ページの「門真市図書館サービス計画（素案）に対する意見及び市の考え方」についての表をご覧ください。

17ページのNO. 1のご意見は、素案1ページの「計画策定の背景」の中の「図書館を取り巻く環境は、電子書籍やインターネットなどのICT」の箇所についてのご意見であります。

具体的な内容としましては、「電子書籍やインターネットは他の図書館ですでにやっていることであり、これからの図書館、未来の図書館を想像できる言葉があればいいのに」というものであります。

これに対する考え方としましては、ご指摘の箇所を「現在、図書館を取り巻く環境は、ICT技術の発展や人工知能（AI）を活用したサービスの導入などにより進化を続けています。急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあり、市民のニーズはさらに多様化、複雑化することが予測されます。これから求められるのは、あらゆる人々が自己実現をめざして、自ら学ぼうとする行為を支援し、市民一人一人が「住み慣れた場所」でいきいきと暮らすために必要な課題を解決する情報を気軽に、そして的確に得ることのできる図書館です。」に変更いたしますとしております。

なお、市ホームページ等で結果を公表していくこととしております。

—すべての報告が終了—

松宮委員： 諸報告の第3号になります。図書館に関するパブリックコメントの回答ということになりますけれども、1つだけコメント 図書館でのICT、AIの活用というのは非常に重要な内容になります。これに関しては図書の読む内容というものがあって個人の思想信条が非常に把握しやすいものになりますので、そういうことに関しまして、市として個人情報の管理取り扱いということには厳正を期していただきたいと思います。間違わないとは思いますが、ということでございます。

竹本図書館長代理： 公共施設である図書館においては、貸出、レファレンス等のサービスを提供するにあたり、今までも個人情報の取扱いに留意してまいりましたが、今後もさらに委員のご意見を踏まえ、事業展開してまいりたいと考えております。

松宮委員： はい、ありがとうございます。

久木元教育長 閉会宣言 午後2時9分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 久木元 秀平

署名委員 松宮 新吾